

全国ダイバーシティネットワーク組織中国・四国ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織中国・四国ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、中国・四国ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 幹事大学等の国立大学法人広島大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人岡山大学、及び国立大学法人愛媛大学の理事又は副学長相当の者各1名
 - (2) 別表に掲げる機関の理事又は副学長相当の者各1名
 - (3) その他ブロック会議が必要と認めた者
- 2 前項の委員の任期は3年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

(事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。附則

この要項は、2018年12月21日から施行する。

附則(2019年2月27日 一部改正)

この要項は、2019年2月27日から施行する。

附則(2019年3月29日 一部改正)

この要項は、2019年3月29日から施行する。

附則(2019年4月25日 一部改正)

この要項は、2019年4月25日から施行する。

附則(2019年10月1日 一部改正)

この要項は、2019年10月1日から施行する。

附則(2020年3月18日 一部改正)

この要項は、2020年3月18日から施行する。

附則(2020年7月3日 一部改正)

この要項は、2020年7月3日から施行する。

附則(2020年10月29日 一部改正)

この要項は、2020年10月29日から施行する。

附則(2020年12月4日 一部改正)

この要項は、2020年12月4日から施行する。

附則(2022年4月1日 一部改正)

この要項は、2022年4月1日から施行する。

附則(2022年8月5日 一部改正)

この要項は、2022年8月5日から施行する。

附則(2024年4月1日 一部改正)

この要項は、2024年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

大学・ 教育機関	鳥取大学、島根大学、山口大学、鳴門教育大学、香川大学、高知大学 県立広島大学、広島市立大学、福山大学、広島国際大学、岡山県立大学 公立鳥取環境大学、周南公立大学、就実大学、広島修道大学、松江工業高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、弓削商船高等専門学校
公的機関	徳島県立工業技術センター、徳島県立農林水産総合技術支援センター えひめ男女共同参画推進大学等連絡協議会
企業	

【参考】

※第3条第1項第1号及び第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員